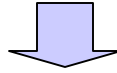


公的個人認証サービス制度創設の必要性について

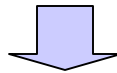
e-Japan戦略(平成13年1月22日)

「電子政府は、行政内部や行政と国民・事業者との間で書類ベース、対面ベースで行われている業務をオンライン化し、情報ネットワークを通じて省庁横断的、国・地方一体的に情報を瞬時に共有・活用する新たな行政を実現するものである。」



e-Japan重点計画(平成13年3月29日)

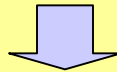
「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。」



新アクション・プランの策定(平成13年6月)

国の行政機関が扱う申請・届出等手続	約10,900件(98%)	} オンライン化
地方公共団体が扱う申請・届出等手続	約4,900件(95%)	

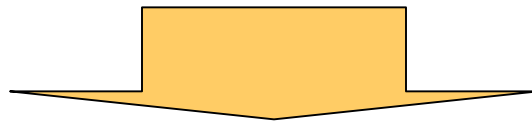
インターネット上におけるデジタル文書については、文書作成者の特定が困難であり(成りすましの容易性)、改ざん・加工が極めて容易で痕跡が残らない。



申請・届出等手続のオンライン化の実現には、デジタル文書について、作成者の特定や送信文書がその途中で改ざんされていないことを保証する個人認証サービスが不可欠

e-Japan2002プログラム(平成13年6月26日)

「(平成15年度までに、電子政府を実現し、電子自治体の構築を推進するため、)申請・届出等の電子化に必要とされる地方公共団体による公的個人認証サービス等のシステムの整備等の基盤整備を着実に推進する。」



行政手続の申請等のオンライン化による電子政府・電子自治体を実現するため不可欠な個人認証サービスについて、地理的条件等による利用格差が生じないように市町村(本人確認業務を担当)と都道府県(証明書発行・失効情報管理業務等を担当)が連携して全国サービスを提供することが必要(「地方公共団体による公的個人認証サービス制度」の創設)。